

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令案について（概要）

こども家庭庁成育局保育政策課

1. 改正の趣旨

- 保育所、小規模保育事業所（C型を除く。）及び事業所内保育事業所（以下「保育所等」という。）に配置する従業者及びその員数については、児童福祉法（昭和22年法律164号）第34条の16第1項及び第2項並びに第45条第1項及び第2項において、内閣府令で定める最低基準に従い、条例で基準を定めることとされている。
- 今般、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐため、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、「2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）」とされたところ。
- これに基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部を改正し、保育所等における満4歳以上児の職員配置の最低基準について見直しを行うとともに、これも踏まえ、満3歳児の職員配置の最低基準についても併せて見直しを行う。
- 一方、地域によっては教育・保育人材の確保に困難を抱えており、基準に見合うだけの職員を確保できず、新たな職員配置基準に従った教育・保育の提供体制の整備が困難となる可能性があることから、当分の間経過措置を設ける。

2. 改正の概要

- 保育所等について、満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね15人につき1人以上とするよう改め、満4歳以上の園児おおむね30人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね25人につき1人以上とするよう改める。

○ また、附則において、当分の間、なお従前の例によることができることとする経過措置を設ける。

○ その他所要の経過措置を設ける。

3. 根拠条項

○ 児童福祉法第34条の16第2項及び第45条第2項

4. 施行期日等

○ 公 布 日：令和6年2月中旬（予定）

○ 施行期日：令和6年4月1日